

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

ただし、現在保有の有価証券は、取引金融機関である静岡信用金庫の出資金であるため、評価を行わない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

ただし、現在リース資産は保有していない。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－静岡県社会福祉事業共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、静岡県中小企業特定退職金共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 拠点区分の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3(⑪)）
- (4) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3(⑩)）は省略している。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 柏尾の里 拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「特別養護老人ホーム 柏尾の里」

「ショートステイ 柏尾の里」

「デイサービスセンター 柏尾の里」

「デイサービスセンター 柏尾の里（認知症対応型）」

「ヘルパーステーション 柏尾の里」

「居宅介護事業所 柏尾の里」

「静岡市清水区高部地域包括支援センター」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	148,712,373	0	0	148,712,373
基本財産・建物	647,270,481	0	30,399,759	616,870,722
合計	795,982,854	0	30,399,759	765,583,095

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

器具及び備品を除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金 12円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下の通りである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	9,000,000 円
計	9,000,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	1,299,135,000	682,264,278	616,870,722
建物	12,595,979	8,331,127	4,264,852
構築物	1,462,050	600,913	861,137
機械及び装置	8,349,875	7,571,495	778,380
車輛運搬具	28,524,130	26,306,806	2,217,324
器具及び備品	89,884,038	85,794,147	4,089,891
ソフトウェア	8,226,710	7,690,130	536,580
合計	1,448,177,782	818,558,896	629,618,886

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・過年度損益修正損の内訳

国庫補助金等特別積立金 前年度に於いて計上していなかったもの 1,857,002円